

新潟県条例第52号

新潟県部制条例の一部を改正する条例

新潟県部制条例（昭和31年新潟県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下本則において「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下本則において「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下本則において「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下本則において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、部又は局の名称及び事務の配分を次のように定める。 (1)～(5) (略) (6) <u>産業労働部</u> ア (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) (7) <u>観光局</u> <u>観光に関する事項</u> (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、部又は局の名称及び事務の配分を次のように定める。 (1)～(5) (略) (6) <u>産業労働観光部</u> ア (略) <u>イ</u> <u>観光に関する事項</u> <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(新潟県職業能力開発審議会条例の一部改正)
- 新潟県職業能力開発審議会条例（昭和44年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部</u> において処理する。

(新潟県農村地域産業導入促進審議会条例の一部改正)

- 新潟県農村地域産業導入促進審議会条例（昭和46年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部</u> において行う。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業労働観光部</u> において行う。

(新潟県手数料条例の一部改正)

- 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前

別表（第3条関係）

(1)～(3) (略)

(4) 産業労働部関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
12	(略)	(略)		(略)

別表（第3条関係）

(1)～(3) (略)

(4) 産業労働観光部関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				
12	(略)	(略)		(略)
13	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請に対する審査	全国通訳案内士登録申請手数料		1件につき 5,600円
14	通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく全国通訳案内士登録証の訂正	全国通訳案内士登録証訂正手数料		1件につき 4,500円
15	通訳案内士法第24条の規定に基づく全国通訳案内士登録証の再交付の申請に対する審査	全国通訳案内士登録証再交付申請手数料		1件につき 4,500円
16	旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく旅行業等の登録の申請に対する審査	旅行業等新規登録申請手数料	(1) 旅行業	1件につき 28,000円
			(2) 旅行業 者代理業	1件につき 19,000円
17	旅行業法第6条の3第1項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	旅行業更新登録申請手数料		1件につき 17,000円
18	旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の変更登録申	旅行業変更登録申		1件につき 11,000円

	更登録の申請 に対する審査	請手 数料		
19	旅行業法第23 条の規定に基 づく旅行サー ビス手配業の 登録の申請に 対する審査	旅行 サー ビス 手配 業新 規登 録申 請手 数料		1件につき 19,000円

(4)の2 観光局関係

	対象となる事 務	名称	区 分	金 額
1	通訳案内士法 (昭和24年法 律第210号)第 18条の規定に 基づく全国通 訳案内士の登 録の申請に対 する審査	全国 通訳 案内 士登 録申 請手 数料		1件につき 5,600円
2	通訳案内士法 第23条第2項 の規定に基づ く全国通訳案 内士登録証の 訂正	全国 通訳 案内 士登 録証 訂正 手数 料		1件につき 4,500円
3	通訳案内士法 第24条の規定 に基づく全国 通訳案内士登 録証の再交付 の申請に対す る審査	全国 通訳 案内 士登 録証 再交 付申 請手 数料		1件につき 4,500円
4	旅行業法(昭 和27年法律第 239号)第3条 の規定に基づ く旅行業等の 登録の申請に 対する審査	旅行 業等 新規 登録 申請 手数 料	(1) 旅 行業	1件につき 28,000円
			(2) 旅 行業 者代 理業	1件につき 19,000円
5	旅行業法第6 条の3第1項 の規定に基づ く旅行業の有	旅行 業更 新登 録申		1件につき 17,000円

	効期間の更新の登録の申請に対する審査	請手 数料		
6	旅行業法第6条の4第1項の規定に基づく旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業変更登録申請手数料		1件につき 11,000円
7	旅行業法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業新規登録申請手数料		1件につき 19,000円
(5)～(9) (略)				(5)～(9) (略)

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 5 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目及び別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目及び別表の細目の項（以下この項において「移動後別表細目等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目及び別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目及び別表の細目の項（以下この項において「移動別表細目等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目等を当該移動後別表細目等とし、移動後別表細目等に対応する移動別表細目等が存在しない場合には当該移動後別表細目等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目及び別表の細目の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） (1)～(5) (略) (6) <u>産業労働部関係</u>		別表（第2条関係） (1)～(5) (略) (6) <u>産業労働観光部関係</u>	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
7 (略)	(略)	7 (略)	(略)
<u>8 (略)</u>	(略)	8 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第44条第3項の規定による立入検査	三 条 市、柏 崎市、新 発 田 市 及 び 上 越 市
<u>8 (略)</u>	(略)	<u>9 (略)</u>	(略)
(6)の2 <u>観光局関係</u>			
事	市町村		
国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」	三 条 市、柏		

<p>という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第44条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(2) 法第44条第3項の規定による立入検査</p>	<p>崎市、 新発田 市及び 上越市</p>	<p>(7)～(9) (略)</p>
<p>(7)～(9) (略)</p>		<p>(7)～(9) (略)</p>